

平成30年第2回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成30年5月8日(火曜日)午前10時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙 (臨時議長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙 (臨時議長提出)

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙 (議長提出)

追加日程第5 常任委員の選任 (議長提出)

追加日程第6 議会運営委員の選任 (議長提出)

追加日程第7 南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出 (議長提出)

追加日程第8 発議第1号 議会広報特別委員会の設置について (議員提出)

追加日程第9 承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)

追加日程第10 議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)

追加日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第12 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

追加日程第14 議会広報特別委員会の閉会中の継続調査について (委員長提出)

出席議員(13名)

1番 福田浩二君

2番 吹場寿郎君

3番 大金清君

4番 川俣義雅君

5番	益子純恵君	6番	小川正典君
7番	鈴木繁君	8番	石川和美君
9番	益子明美君	10番	大金市美君
11番	川上要一君	12番	阿久津武之君
13番	小川洋一君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	教育長	小川浩子君
会計管理者兼会計課長	橋本民夫君	総務課長	高林伸栄君
企画財政課長	益子雅浩君	税務課長	小松重隆君
住民課長	薄井桂子君	生活環境課長	大武勝君
健康福祉課長	立花喜久江君	子育て支援課長	稲澤正広君
建設課長	益子泰浩君	農林振興課長	坂尾一美君
商工観光課長	薄井亮君	小川出張所長	藤田善久君
上下水道課長	田代喜好君	農業委員会事務局長	大森新一君
学校教育課長	板橋了寿君	生涯学習課長	佐藤裕之君

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	笹沼公一	書記	岩村房行
書記	長家佳奈子	事務補助員	北條清

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、平成30年第2回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（小川洋一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（小川洋一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

立会人を指名いたします。

那珂川町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、益子純恵さん及び6番、小川正典君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（小川洋一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（小川洋一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（小川洋一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○臨時議長（小川洋一君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○臨時議長（小川洋一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の5番、益子純恵さん及び6番、小川正典君に開票の立ち合いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○臨時議長（小川洋一君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 13 票

有効投票 12 票

無効投票 1 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

小川洋一 12 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、小川洋一が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（小川洋一君） これにて臨時議長の職務は終了いたしました。

○議長（小川洋一君） これより新議長として職務を行います。

議長当選に際し、一言、議長就任のご挨拶をさせていただきます。

一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により、那珂川町議会議長の重職につくことになりました。まことに光栄の至りであります。まだまだ未熟であります。職務を尽くしてことに当たり、公平を旨として、議会の円満なる運営を図り、町政の益々の進展と地方自治の発展のため努力したいと思っております。

議員各位並びに執行部の皆様の一層のご支援、ご協力をお願いし、就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時19分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（小川洋一君） ただいま配付しましたとおり、本日の議事日程を追加いたします。

◎議席の指定

○議長（小川洋一君） 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、那珂川町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
お手元の議席表のとおり、議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小川洋一君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、福田浩二君及び2番、吹場寿郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小川洋一君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（小川洋一君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、鈴木 繁君及び8番、石川和美君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（小川洋一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小川洋一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じ、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（小川洋一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の7番、鈴木 繁君及び8番、石川和美君に開票の立ち合いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○議長（小川洋一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 1 3 票

有効投票 1 2 票

無効投票 1 票

有効投票中、得票数を申し上げます。

川上要一 君 1 2 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、川上要一君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小川洋一君） ただいま副議長に当選されました川上要一君が議場におられますので、本席から那珂川町議会会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

この際、川上要一君の副議長就任のための発言を許します。

川上要一君。

〔11番 川上要一君登壇〕

○11番（川上要一君） 副議長の就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、ご指名いただきまして、副議長の職に選出されました。身に余る光栄に存じます。心から御礼を申し上げます。まだまだ未熟の者ではございますが、今後は皆様のさらなるお力添えをいただきながら、議長を補佐し、全力を傾けて、町民の皆さんのため、また、那珂川町議会発展のために働いてまいる所存でございます。

どうか議員の皆様方並びに町執行部の皆様方の一層のご指導を心からお願いを申し上げます。そして、甚だ簡単ではございますが、副議長就任のご挨拶に代えさせていただきます。

◎常任委員の選任

○議長（小川洋一君） 追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（小川洋一君） 再開します。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第2項及び第4項の規定により、配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任については、配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま両常任委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま総務産業、教育民生の両常任委員会を招集いたします。

両常任委員会は、正副委員長を互選の上、報告願います。

両常任委員会の会場は、事務局長より連絡いたします。

○事務局長（笹沼公一君） それでは各常任委員会の会場を申し上げます。

総務産業常任委員会は第2会議室、教育民生常任委員会は第3会議室です。

よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（小川洋一君） 再開します。

休憩中に両常任委員会が開催されて、正副委員長が決定した旨、報告がありましたので、結果を申し上げます。

総務産業常任委員会委員長 石川 和美 君

副委員長 大金 清 君

教育民生常任委員会委員長 鈴木 繁 君

副委員長 益子 純恵 さん

以上のとおりであります。

◎議会運営委員の選任

○議長（小川洋一君） 追加日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

議会運営委員の指名を行います。

議会運営委員に

鈴木 繁 君 石川 和美 君 益子 明美 さん

大金 市美 君 阿久津 武之 君

を指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会運営委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会運営委員会を第2会議室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催されて正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会運営委員会委員長 大金 市美 君

副委員長 阿久津武之 君

以上のおりであります。

議案を配付いたします。

◎南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出

○議長（小川洋一君） 追加日程第7、南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出を行います。

本件は、南那須地区広域行政事務組合同規約第6条第1項の規定により、当議会より6名の議員を選出することになっております。

南那須地区広域行政事務組合議会議員の選出は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、益子明美さん及び10番、大金市美君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（小川洋一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（小川洋一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。点呼に応じて、順次投票願います。

事務局長に点呼を命じます。

〔事務局長点呼・投票〕

○議長（小川洋一君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人の9番、益子明美さん及び10番、大金市美君に開票の立ち合いをお願いいたします。

〔書記開票〕

○議長（小川洋一君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数	13	票
有効投票	13	票
無効投票	0	票

有効投票中、得票数を申し上げます。

小川正典 君	2	票
鈴木 繁 君	2	票
石川和美 君	2	票
益子明美 さん	2	票
大金市美 君	2	票
阿久津武之君	2	票
川俣義雅 君	1	票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は1票であります。

よって、小川正典君、鈴木 繁君、石川和美君、益子明美さん、大金市美君、阿久津武之君が、南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小川洋一君） ただいま南那須地区広域行政事務組合議会議員に選出されました小川正典君、鈴木 繁君、石川和美君、益子明美さん、大金市美君、阿久津武之君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

受諾されたものと認めます。

議案を配付します。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 追加日程第8、発議第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

8番、石川和美君。

〔8番 石川和美君登壇〕

○8番（石川和美君） ただいま提案になりました発議第1号 議会広報特別委員会の設置について、提案の趣旨説明を申し上げます。

那珂川町議会基本条例では、住民の代表者である議会が議会広報紙を発行し、議会の運営、審議の状況、議会活動などを住民に周知し、議会への関心を高めるよう、広報活動の充実強化に努めることになっております。

那珂川町議会では、従来より、議会広報特別委員会を設置し、議会広報の編集及び広報に関する調査研究を行っていますが、今後においても引き続き議会活動を啓発し、活動の状況を住民に周知していく必要があると考えております。

つきましては、議員各位のご賛同を賜り、議会広報特別委員会の設置について議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置された議会広報特別委員会の委員については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時43分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

議会広報特別委員の指名を行います。

議会広報特別委員に

福田 浩二 君 吹場 寿郎 君 大金 清 君 川俣 義雅 君
益子 純恵 さん 石川 和美 君

を指名いたします。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員の選任については、議長指名のとおり決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会が構成されましたが、正副委員長がともに決まっておりません。委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日ただいま議会広報特別委員会を第2会議室に招集いたします。

正副委員長を互選の上、報告願います。

休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 4 分

再開 午前 1 1 時 5 1 分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会が開催されて正副委員長が決定した旨の報告がありましたので、結果を申し上げます。

議会広報特別委員会委員長 益子 純恵 さん

副委員長 吹場 寿郎 君

以上のおおりであります。

休憩いたします。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

休憩 午前 1 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

◎町長挨拶

○議長（小川洋一君） ここで、町長からの発言の申し出がありますので、発言を許します。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） 皆さん、改めましてこんにちは。

ただいま議長のご配慮により、発言の機会をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、去る 4 月 22 日に執行されました町議会議員選挙におきまして、町民の皆様からのご信任を得て、めでたく当選の栄を勝ち取られましたことに対しまして、心から

お祝いを申し上げます。

また、先ほどは正副議長の選挙が行われ、議長に小川洋一議員、副議長には川上要一議員が当選されました。お喜びを申し上げますとともに、適正かつ円滑な議会運営にお力を発揮されますよう念願するものであります。

続けて、各常任委員会など、議会の組織も構成されましたが、今後、委員会審議、あるいは各般の議会活動におきましてお世話になることが多いかと思えます。何とぞよろしくお願いいたします。

さて、私は2期目の町政をスタートして半年が経過したところであります。町長就任以来、本町の喫緊の課題であります少子高齢化、人口減少対策や雇用対策、さらには地域振興対策など、多くの課題を抱えての行政運営であります。町民の皆様や議員各位のご協力をいただきながら、これらの問題に取り組み、地域の支え合いや思いやりを大切にしまして、安全で安心なまちづくりを、今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

私の掲げる「働く喜びを実感できる町に」、「我が子の笑顔あふれる成長が実感できる町に」、そして、「年老いても安心で、充実した生活が実感できる町に」の3本の柱と、総合振興計画との整合性を図りながら、職員と一丸となって、着実に推進してまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、建設的なご提言をいただき、町政発展のため何とぞご尽力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 追加日程第9、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日に施行されました。

これに伴いまして、那珂川町税条例についても所要の改正を行うため、平成30年3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の改正の主な概要であります。法人町民税の延滞金の計算日数の控除や、固定資産税の土地の負担調整措置の適用期間の延長などによる改正であります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 税務課長。

○税務課長（小松重隆君） 初めに、承認第1号につきましては、議案の様式を新旧対照表方式としてではなく、改め文方式での改正とさせていただきます。

これは、総務省から通知されております市町村税条例（例）が、改め文方式であることから、新旧対照表方式で表すことで誤りの懸念があり、改め文方式により二重の確認ができ、誤りの懸念がなくなることから、今後の税条例の改正につきましては、改め文方式とさせていただきますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

それでは、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますので、ごらんいただきたいと思います。

1の改正理由であります。平成30年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律等につきましては、4月1日から施行されました。

これに伴い、那珂川町税条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名は、那珂川町税条例となります。

3の改正内容等ありますが、第20条は条例第48条及び第52条の改正に伴い、規定の項ずれの整理を行うものです。

次に、第31条から第47条の5については、法律改正に合わせて、規定の文言の整理を行うものです。

次に、第48条は、法人の町民税の申告納付で、法律改正に伴う改正となります。租税特別措置法第66条の7等の規定の適用を受ける場合に、法人税及び地方法人税から控除し切れなかった控除すべき税額を、法人町民税の法人税割額から控除することを規定するものです。

2 ページに移ります。

次に、第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金で、法律改正に合わせて改正となります。法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には、増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付された部分は、その納付がされていた期間を控除して延滞金を計算することについて規定するものです。

次に、第54条は、省令の改正、附則第3条の2及び附則第4条は、条例の改正により条ずれ、項ずれが生じたため、規定の整理を行うものです。

次に、附則第10条の3は、法附則第15条の11に規定が新設された、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置に係る申告について規定するものです。

次に、附則第11条、附則第11条の2。3 ページに移ります。附則第12条、附則第13条については、3年に一度の固定資産の評価がえに合わせて改正されるもので、土地に係る固定資産税の負担調整措置等を、現行の仕組みを3年延長するものです。

次に、附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例で、現行の仕組みを3年延長するものです。

附則につきましては、第1条が施行期日を、第2条及び第3条は、経過措置について規定するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 追加日程第10、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、9番、益子明美さんの退席を求めます。

〔9番 益子明美君退席〕

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

今回、提案します議員選任の監査委員につきましては、益子明美議員であります。

益子明美議員は、ご承知のとおり旧馬頭町議会議員から引き続き那珂川町議会議員を経験され、また、那珂川町議会広報特別委員長を歴任されるなど、議員選任の監査委員としても人格、識見ともにすぐれ、適任者として提案するものであります。

つきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。よろしくご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

9番、益子明美さんの入場を許します。

[9番 益子明美君入場]

○議長（小川洋一君） 益子明美さんに申し上げます。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小川洋一君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、総務産業常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第11として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎総務産業常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（小川洋一君） 追加日程第11、総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてを議

題といたします。

総務産業常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、総務産業常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小川洋一君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、教育民生常任委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎教育民生常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（小川洋一君） 追加日程第12、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小川洋一君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（小川洋一君） 追加日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（小川洋一君） お諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会広報特別委員長から閉会中の継続調査の申出書が

提出されております。

議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会広報特別委員会の閉会中の継続調査

○議長（小川洋一君） 追加日程第14、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員長の申し出のとおり、引き続き閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小川洋一君） これにて、本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第2回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

ご起立願います。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分